

## 特定非営利活動法人 とむての森 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

2019年4月1日～2024年3月31日

### 2 計画内容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。

#### 〔対策〕

- ① 2019年4月～ 育児休業に関する規定の周知を図る。特に育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件について、全社員に周知する。
- ② 2019年5月～ 男性社員に向けて、育児休業の取得を勧奨するチラシを作成、社内に掲示する。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### 〔対策〕

- ① 2019年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ② 2019年6月～ 制度に関するパンフレットを用いて制度の説明会を実施したうえで職員に配布。

とむての森は

## 男性の育児休業を応援します！



### ●育児休業は女性だけでなく、男性も当然に取得できます。

また、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長することができます。

「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長2歳に達するまで）、育児休業をすることができる」と定められています（育児・介護休業法）

・「一定の場合」とは、「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を療育することができなくなった場合」を指します

### ●妻が専業主婦の場合や、育児休業中でも夫は育児休業を取得できます。

### ●育児休業およびそれに準ずる休業により無給になった場合でも、育児休業

給付などの所得補償や、社会保険料の免除などの経済的支援があります。



- 要件を満たした職員が申し出た場合、法人は拒否しません
- 申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面等を法人に提出して行います  
(問い合わせは 事務局まで)

### ●男性の育児休業（育休）にはこんな特徴があります。



- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます
- 配偶者が専業主婦でも休業できます

とむでの森は

## 男性の育児休業を応援します！



### ●育児休業（育休）中は経済的支援が受けられます

#### ★育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%（6か月経過後は50%）の給付を受けることができます

#### ★育児休業期間中の社会保険料の免除

事業主の方が年金事務又は健康保険組合に申出することにより、いくじ休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます

### ●育児休業（育休）を取得することで、こんなメリットがあります

#### 【家庭面】

- ★集中的に子供と過ごす時間を持つことで、絆が深まります。  
日中の子供の様子を見られることで、普段は気づかない発見があるかもしれません
- ★育児・家事への理解が深まり、育休復帰後も日常的に育児・家事を出来るようになります
- ★（配偶者が育休取得をしていた場合）配偶者の復職時の最も大変な時期に、父母が協力して子育てできるようになります など・・・



#### 【仕事面】

- ★育休前後で業務の棚卸・引き継ぎが発生しますので、自身の担当業務の効率化を図る機会になります など・・・



【参考情報】育休の他にも、男性にも使える育児・介護休業法に定められた  
両立支援制度が複数あります

- 短時間勤務制度
- 深夜業の制限
- 子の看護休暇制度
- 転勤についての配慮
- 時間外労働の制限
- 所定外労働の制限

※詳しくは事務局までお問い合わせください